平成２１年（フ）第１２０号
広島県尾道市美ノ郷町猪子迫88番地
債務者　佐藤　　昭
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
愛媛県松山市東垣生町374番地１　フォブール大原101号
債務者　池田　孝徳
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４７３号
愛媛県松山市東垣生町374番地１　フォブール大原101号
債務者　池田　千波
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２４号
愛媛県四国中央市土居町津根3697番地１　愛媛運送株式会社営業所内、住民票上の住所愛媛県松山市鴨川３丁目１番37号
債務者　大森　信吾
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３６号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲80番地２
債務者　原田　浩子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第６６号
高知県須崎市池ノ内441番地２
債務者　坂本　健一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７２号
高知県須崎市原町１丁目４番12号、前住所高知県高知市旭町１丁目116番地
債務者　西本　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８３号
佐賀県唐津市厳木町本山221番地　明神山市営住宅３号
債務者　西山　安則
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第８４号
佐賀県唐津市厳木町本山221番地　明神山市営住宅３号
債務者　西山　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第４４０号
大分市大字上宗方320番地ハイツ山本205
債務者　首藤　慶信
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５９号
大分県別府市石垣西３丁目３番５号
債務者　田中　賢一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７９号
大分市大字猪野26番地の１県営明治住宅１Ａ１―103
債務者　紫垣　甲一
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８０号
大分市大字猪野26番地の１県営明治住宅１Ａ１―103
債務者　紫垣　節子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８８号
大分市大字中戸次4076番地　雇用促進住宅戸次宿舎３号棟501号室、住民票上の住所大分県竹田市久住町大字白丹3517番地６
債務者　小山　　元
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０８号
宮崎市田野町甲5684番地21
債務者　津曲真由美（旧姓大元）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１号
宮崎県日南市今町２丁目９番12号
債務者　長澤さな江
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
宮崎県日向市都町４番12号
債務者　徳永あおい
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部